

新潟市合流式下水道緊急改善計画アドバイザー会議の傍聴に関する要領

1. 趣旨

この要領は、新潟市合流式下水道緊急改善計画アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2. 傍聴手続

- ① アドバイザー会議の傍聴を希望する者は、委員会を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3. 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加える恐れのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他検討会を妨害、又は議事運営に支障となる行為をする恐れがあると認められる者

4. 遵守事項

- ① アドバイザー会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

5. 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、座長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

別紙様式

期日

No.

傍 聴 券

新潟市合流式下水道緊急改善計画アドバイザー会議